

## 令和2年度 第1回地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会

### 1 開催方法

書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

### 2 開催日程

令和2年7月31日から令和2年8月6日まで

### 3 議 題

- ・令和元年度に係る業務実績に関する評価結果（案）について
- ・第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果（案）について
- ・出資等に係る不要財産の納付について

### 4 配布資料

- ・令和元年度に係る業務実績に関する評価結果（案）
- ・第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果（案）
- ・出資等に係る不要財産の納付に関する資料
- ・資料1 地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会 委員名簿
- ・資料2 地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会条例
- ・資料3 地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会運営要綱

### 5 開催概要 ※次頁以降

## 令和2年度第1回地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会【概要】

開催日程：令和2年7月31日（金）～令和2年8月6日（木）

開催方法：書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会

： 木下委員長、猪上委員、伊藤委員、佐々木委員、杉浦委員

### 議 題

#### (1)令和元年度に係る業務実績に関する評価結果（案）について

＝質疑応答・意見等＝

評 価 委 員 員  
これまでの改革に向けた取組が成果を上げているものと拝察している。とりわけ、収支状況の改善は高く評価すべきものとする。感染症対策等で厳しい状況にあるが、今後も、今回のような評価が継続されるよう期待している。

評 価 委 員 員  
コロナ禍はおそらく数年続くと考える。市民が集合することがなかなか難しい状況だが、いかにきめ細かく、病院側が市中に出ていくことが必要になると思っている。発想力と行動力でのがんばりどころかと思う。

法 人  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度になってからは、市民向け講座などの実施を見合わせ、9月に予定していた市民病院フェスタの開催中止も決定している。

新型コロナウイルス感染の終息が見込めない中、感染症指定医療機関でもある当院では施設内において市民の方々を対象としたイベントを開催することは、しばらくは困難であり、広報誌の発行は継続しているものの、院外での普及啓発イベントも含め情報発信の手段を見直す必要に迫られている。

評 価 委 員 員  
「給与費」と「医業外費用」が減少している。内容について知りたいと思う。

法 人  
「給与費」については、当初計画していた職員数に対し、実績の職員数が少なかったため、計画値より実績額が減少している。なお、前年度比較においては、実績の職員数が前年度から増加したことにより、給与費も増加している。

※業務実績に関する評価結果〔小項目〕1頁参照

評価委員

職員数（対平成30年度末） 医師：+3名、  
看護師：+3名、医療技術員：+1名

「医業外費用」については、控除対象外消費税を第2期中期計画作成時点では「医業外費用」に計上していたが、平成28年度実績から「医業費用」の「その他」に計上している。そのため、計画値に対して実績額は減少している。なお、前年度比較においては、「医業外費用」には看護学生に対する奨学金の返還免除に係る費用を計上しており、その対象人数が減少したため、前年度より減少している。

大変な緊張とリスクと労力を伴う新型コロナウイルスの感染者の受入れに、日夜努力されている皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

＝評価結果（案）に対する意見＝

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人下関市立市民病院に係る「令和元年度に係る業務実績に関する評価結果（案）」については、適切である。

**(2) 第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果（案）について**

＝質疑応答・意見等＝

評価委員

病院経営にとって、大きな変動のあった4年間であったと思うが、加速度的に進む人口減少と高齢化の中で、これからはより大きく、より早く、地域共生社会を目指して変わっていかねばならない。地域医療構想の中で、市民の生命と暮らしを守る再編・統合の基幹病院として、市民から信頼される病院となることを期待している。

＝評価結果（案）に対する意見＝

地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人下関市立市民病院に係る「第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果（案）」については、適切である。

### (3) 出資等に係る不要財産の納付について

＝質疑応答・意見等＝

なし

＝出資等に係る不要財産の納付に対する意見＝

地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づく地方独立行政法人下関市立市民病院に係る出資等に係る不要財産の納付については、適切である。

了